

年 月 日

徳之島愛ランド広域連合長 殿

申請者 住 所
事業所名
氏 名
連 絡 先

一般廃棄物搬入（変更）申請書 及び 許可証

徳之島愛ランド広域連合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

ごみの区分	一般家庭ごみ ・ それ以外（事業所等） ・ 町委託ごみ
搬入するごみの種類	燃やせるごみ ・ 燃やせないごみ 資源物（缶・ビン・ペットボトル・段ボール・ 発泡スチロール・雑誌類） 粗大ごみ ・ 水銀含有物（蛍光灯）
搬入期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで ※一般家庭ごみは1週間、事業所等は1カ月以内
搬入車両車番	鹿児島 ・ 奄美 ・ その他（ ） —
確認欄	☐ 上記記入内容に誤りがないことを確認しました。 ☐ 搬入するごみは手引書を確認して種類ごとに分けて <u>透明な袋</u> に入っています。※粗大ごみは除く ☐ 許可を受けたもの以外は搬入しません。 ☐ 搬入時はこの申請書（許可証）を携帯し提示を求められた場合は速やかに提示します。 ☐ 搬入時は職員の指示に従いごみは自ら所定の場所に降ろします。 ☐ 本人確認書類として（免許証・個人番号カード・その他）を提示します。 ☐ 上記の内容及び裏面の許可条件を遵守します。
※申請者と所有者が異なる場合には記入	ごみ所有者住所 ごみ所有者氏名

-----（以下は記入しないでください）-----

上記申請について裏面（第2号様式）の条件を付して許可します。

年 月 日

徳之島愛ランド広域連合長

※ 裏面に許可条件が掲載されています。確認下さい。

許 可 条 件

- 1 ごみを搬入する際は許可証を提示すること。また、許可証は常に携帯し職員から提示を求められた場合は、速やかに提示すること。許可証の提示がない場合は、搬入を拒否することがあります。
- 2 許可を受けた廃棄物（ごみ）以外のものを搬入しないこと。一旦、計量した廃棄物でもプラットホーム等でチェックし適当でないものが混入した場合は、搬入を拒否することがあります。
- 3 許可証を紛失又は汚損した場合は、速やかに届け出ること。
- 4 処理手数料は、事務局の指示に基づき確実に納入すること。
- 5 廃棄物を搬入しようとするときは、次に掲げる事項を遵守すること。
 - （1）燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物等を混載し搬入しないこと。
 - （2）産業廃棄物及び爆発性、有毒性、発火性その他の危険物を搬入しないこと。
 - （3）クリーンセンター内の施設、設備、その他の物件を破損し、又は滅失しないこと。破損又は滅失した場合は損害賠償をすること。
 - （4）公の秩序又は善良な風俗を乱す行為はしないこと。
 - （5）所定の場所以外で、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - （6）所定の場所以外の場所に出入りしないこと。
 - （7）搬入時間を遵守すること。
 - （8）職員の指示に従うこと。
- 6 条例、規則や当該許可条件等に違反した場合は、搬入許可の取消し、又は搬入の停止、その他必要な措置を命ずることがある。